

常任委員会

第58号議案・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから、第61号議案・指定管理者の指定についてまでの4議案について、定例会3日目（9月7日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

建設産業任委員会

- 委員長 大町 栄信
- 副委員長 志村 新一郎
- 委員 澁谷 政義・管野 恭子
- 保科 惣一郎・大野 栄光

〔答弁〕工場立地法に基づいて緑地面積率等に関する区域の区分等の基準が国で定められているので、その基準に沿った形で割合を今回定めたものである。

◎第59号議案・白石市工場立地法準則条例

〔質疑〕今回の緑地面積等の緩和について、既存の特定工場にはどのような方法で周知をしていくのか。

〔質疑〕今回示された緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合はどういった根拠で算定されたのか。

〔答弁〕現在市内にある12の特定工場に対する周知については、直接書面をもってPRしていきたい。

◎第60号議案・白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕今回立地協定を締結した「株式会社パルタック」はこの条例に該当するのか。

〔答弁〕この条例は対象業種が限定されており、「株式会社パルタック」は製造業ではなく卸売業であるため該当しない。

〔質疑〕「株式会社パルタック」への市独自の助成はあるのか。

〔答弁〕企業立地促進条例に基づく本市の奨励金制度があり、企業立地投資奨励金については投資額の10%を交付するものとなっている。

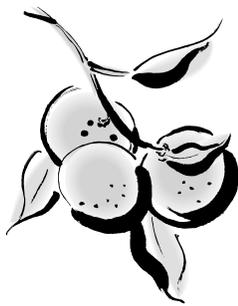
〔質疑〕白石市に進出しやすい条件づくりは奨励金の他に何かあるのか。

〔答弁〕永続的に白石に根ざした企業経営を考えた時に、奨励金は短期的な要素であり、

長期的に考えた場合は、インフラや優秀な労働力の確保など総合的なものが相まって立地決定に至ったと思われるので、これら立地環境の整備についてサポートしていきたい。



協定を結び握手する（左から）村井知事、守永（株）パルタック副社長、風間市長



◎白石市工場立地法準則条例とは？

工場立地法の一部改正に伴い、特定工場に係る敷地面積に対する緑地等面積の割合を、現行の25パーセント以上から、準工業地域にあつては15パーセント以上に、工業地域等にあつては10パーセント以上と面積率の緩和が可能となったことから、さらなる企業誘致環境の整備を図るため、本条例を制定するものです。

◎白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例とは？
本市への新規立地あるいは増設を行う高度電子機械産業、自動車関連産業などの製造業8業種に対して、3年間固定資産税の課税免除を行った場合に、その減収額の75パーセント相当額が地方交付税により措置されるものです。

その対象となる国の同意日が延長されたことから、今回条例を改正するものです。